






公共施設予約システムとは？

公共施設予約システムでは、利用者登録を行うことにより、自宅のパソコンや携帯電話などから、インターネットを通じて施設の空き照会、予約等を行うことができます（年末年始、保守日等を除き、毎日・24時間利用できます）。

▶ システムの利用

システムを利用するためには、次の方法があります。

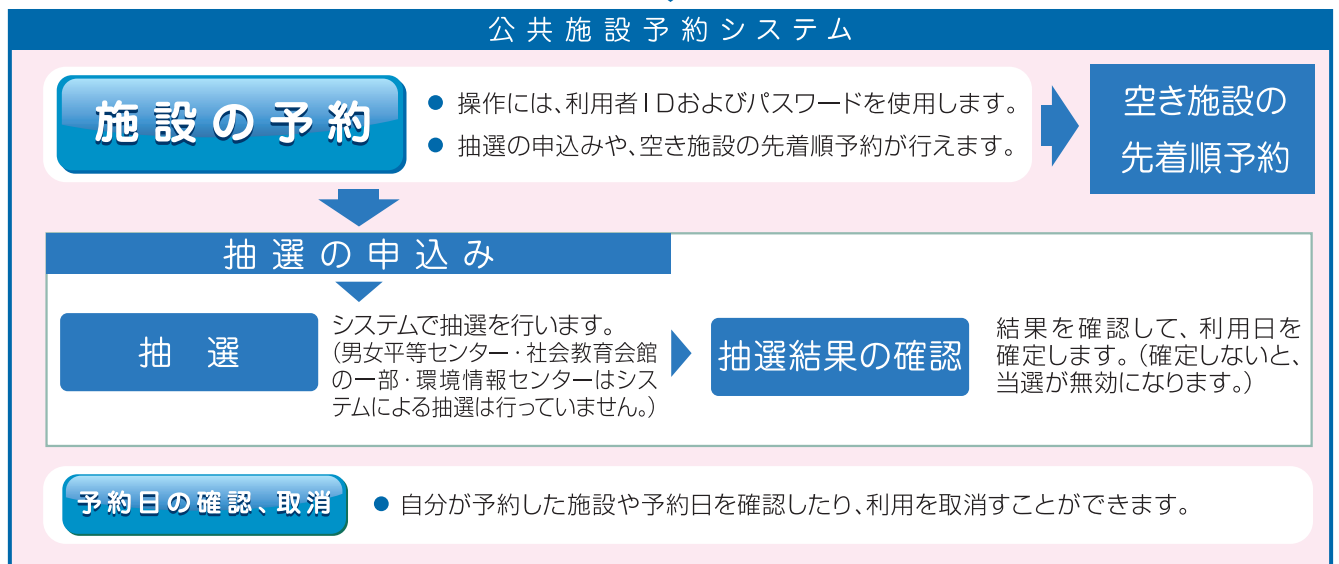
<p>インターネットを利用できる パソコン・スマートフォン</p> 	<p>次のURLから、施設予約の案内ページにアクセスします。 <体育施設> https://www.11489.jp/Chuo/web/ <体育施設以外> https://chuo-yoyaku.openreaf02.jp</p> <p>※区ホームページ (https://www.city.chuo.lg.jp/)からリンクしています。 ※セキュリティ確保のため、TLS 暗号化通信を行っています。Internet Explorer 10.0 以上のブラウザを使用してください。(推奨：IE11 以上)</p>	 体育施設  体育施設以外	<p>操作方法 P.10 体育施設</p> <p>操作方法 P.17 体育施設以外</p>
<p>携帯電話 ※3Gケータイは除く</p> 	<p>次のURLから、施設予約の案内ページにアクセスします。 <体育施設> https://www.11489.jp/Chuo/mobile/</p> <p>※区のモバイルサイト (https://www.city.chuo.lg.jp/mobile/)からリンクしています。</p>		

▶ 施設利用の流れ

 の部分は、システムで行うことができます。

利用者登録

- システムを利用するためには、施設の窓口等で利用者登録が必要です。詳細はP.3、P.4 をご確認ください。
- 登録者には、利用登録証(利用者ID)を発行します。



料金の支払

- 施設を利用する場合は、施設等の窓口で利用料金を支払います。
- 支払いの際は、利用登録証をお持ちください。



施設の利用

- 利用の際は、利用登録証をお持ちください。

 他人を装ってシステムを利用したり、無断・直前キャンセル等不適切な行為があった団体等に対して、システムの利用を停止する場合があります。

▶ グループ

各施設を、利用目的等により4つのグループに分類しており、それぞれで利用者登録や予約手続等が異なります。

グループ名	施設の概要	対象施設	手続の方法等
体育施設	野球やサッカーのための運動場や、テニス、バスケットなど学校の体育施設が利用できます。	運動場7施設 テニス場13施設 学校体育館19施設	利用者登録 P.3 予約スケジュール等 P.6
集会施設	会合、講習会、研修会、サークルの集いなどの場として利用できます。	区民館17館 日本橋公会堂集会室 産業会館集会室	利用者登録 P.3 予約スケジュール等 P.7
展示・研修室等	商工業の振興発展や、中小企業の研修・交流、地域社会の活性化などの場として利用できます。	産業会館展示室 ハイテクセンター	利用者登録 P.3 予約スケジュール等 P.7,8
男女平等センター・ 社会教育会館・ 環境情報センター 京橋図書館 はるみらい	男女共同参画社会をめざす団体の活動を促進したり、社会教育団体・環境活動団体の活動や研修の場として利用できます。	男女平等センター「ブーケ21」 築地社会教育会館 日本橋社会教育会館 月島社会教育会館 (晴海分館アートはるみを含む) 環境情報センター「エコノバ」 京橋図書館 晴海地域交流センター「はるみらい」	利用者登録 P.3 予約スケジュール等 P.8,9

※このほか、総合スポーツセンター、中央会館「銀座プロッサム」集会室、日本橋公会堂ホール（令和8年4月より運用開始）は、空き室の確認を行うことができます。

▶ システムの利用者登録と利用できる施設

システムを利用するためには、事前に窓口でシステム利用のための利用者登録を行います。

- 利用者登録は、無料です。
- 優先登録がある施設では、優先登録を行うと、一般登録よりも早く予約を行うことができます。
- 登録は、1団体（1個人）につき、1登録です。
- 登録の際、登録証を発行します。紛失等の場合は、各登録場所の窓口にご連絡ください。
- 登録の際、システムの利用に必要な「利用者ID」および「パスワード」を発行します。
優先登録後、他の施設グループでも優先利用を希望される場合、新たに利用者IDの発行が必要です。
- 登録証の更新は各登録場所の窓口で行います。
- パスワードは他人に知られないよう、適切に管理し、システムを使って定期的に変更してください。
- 区では、登録した個人情報等を適切に管理し、施設利用に関する以外には使用しません。

1 体育施設グループ

対 象	全員が区内在住・在勤・在学者で構成する、テニスは4名以上、他の種目は8名以上の団体 ※構成員となるのは、中学生を除く15歳以上の方です。 ただし、区内在住の小・中学生だけで構成する団体(少年団体)は野球・サッカーのみ登録することができます。
登録場所	区民部スポーツ課スポーツ施設係 (TEL 3546-5529) ※登録には、登録責任者本人がご来庁ください。
提出物等	提出：体育施設団体利用登録申請書(構成員が在勤・在学の場合は申請書に在職証明欄の問合せ部署・担当者氏名・電話番号の記入が必要)、110円分の切手 提示：登録責任者の住所・氏名・生年月日の確認できるもの(運転免許証等)
有効期限	登録証発行日の翌年の12月31日(少年団体は毎年4月30日)

2 集会施設グループ

対 象	優先登録	区内在住者、代表者が区内在住者かつ主に区内在住者で構成する団体(会社利用を除く)、区内中小企業(産業会館集会室のみ)
	一般登録	全ての方 ※団体で利用する場合は、団体登録をしてください。
登録場所	各施設	※お近くの区民館等で利用の登録ができます。 ※産業会館の優先登録を希望する場合は、産業会館の窓口で受付します。
提出物等	提出：登録申請書 提示：申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)、 産業会館集会室の優先登録の場合は区内中小企業を証明する書類	
有効期限	登録証発行日から2年後の同月末日	

3 展示・研修室等グループ

対 象	優先登録	区内中小企業
	一般登録	全ての方 ※ハイテクセンターは企業・NPO団体・ボランティア団体等に限りです。
登録場所	各施設	
提出物等	優先登録	提出：登録申請書、区内中小企業を証明する書類(発行月日は3カ月以内の書類で社名、資本金、従業員数および住所が確認できるもの)の写し 提示：上記区内中小企業を証明する書類の原本等 ※証明する書類の例：法人の登記簿謄本、会社概要、直近の決算書、会社名宛の公共料金領収書など ※産業会館展示室の利用登録は、一般登録の提出物等
	一般登録	提出：登録申請書 提示：住所・氏名・会社名(団体名)の確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)
有効期限	登録証発行日から3年後の同月末日	

4 男女平等センター・社会教育会館・環境情報センター・京橋図書館・はるみらいグループ

(1) 男女平等センター「ブーケ21」

対 象	優先登録	男女平等センターの登録団体(別途男女平等センター団体登録が必要)
	一般登録	その他の団体(別途一般団体登録が必要)
登録場所	男女平等センター「ブーケ21」(TEL.5543-0651)	
提出物等	登録団体の登録	提出：男女平等センターブーケ21団体登録申請書、活動計画、団体規約及び会員名簿 ※登録申請の際、審査があります。
	一般登録	提出：一般団体登録申請書 提示：申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)
有効期限	(登録団体・一般登録)登録証発行日から令和9年9月30日(以降2年後の9月30日)	

(2) 築地社会教育会館、日本橋社会教育会館、月島社会教育会館(晴海分館アートはるみを含む。)

対 象	優先登録	[登録団体①] 社会教育関係登録団体(別途社会教育関係団体登録が必要)
	一般登録	[登録団体②] 築地社会教育会館体育施設利用登録団体(別途体育施設利用団体登録が必要) その他の団体(別途一般団体登録が必要)
登録場所	各社会教育会館(代表者本人がご来館ください。) ※登録団体②は、築地社会教育会館でのみ受付 ※晴海分館アートはるみでは、一般団体登録のみ受付。	
提出物等	優先登録	[登録団体①] 提出: 社会教育関係団体登録申請書、活動計画、団体規約、構成員名簿及び同意書 ※登録申請の際、審査があります。 提示: 代表者の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等) ※在勤者は、併せて社員証等で勤務先(名称、所在地)が確認できるもの
	一般登録	[登録団体②] 提出: 体育施設利用団体登録申請書(会員名簿を含む) ※登録申請の際、審査があります。 提示: 登録責任者の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等) ※在勤者は、併せて社員証等で勤務先(名称、所在地)が確認できるもの
有効期限	優先登録	[登録団体①] 令和9年4月30日(以後3年後の4月30日) [登録団体②] 登録証発行日から3年後の同月末日
	一般登録	登録証発行日から3年後の同月末日 ※集会施設、ギャラリー(展示利用以外)、屋内体育場はシステムでの抽選を行っており、登録団体①、②の方が参加できます。 抽選後の空き施設については、登録団体①、②および一般団体ともにシステムから申し込むことができます。

(3) 環境情報センター「エコノバ」

対 象	優先登録	環境活動登録団体
	一般登録	その他全ての方
登録場所	環境情報センター「エコノバ」	
提出物等	優先登録	提出: 環境情報センター利用登録申込書、代表者の住民票の写し又は在勤(在学)証明書等、規約・会則等団体の活動目的を明らかにする書類、環境保全活動計画書 ※登録申請の際、審査があります。
	一般登録	提出: 公共施設予約システム利用登録申請書 提示: 申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)
有効期限	なし	

(4) 京橋図書館(多目的ホール)

対 象	優先登録	社会教育関係の登録団体(別途社会教育関係団体登録が必要)
	一般登録	その他全ての方(別途一般団体登録が必要)
登録場所	本の森ちゅうおう 1階総合案内	
提出物等	優先登録	提出: 社会教育関係団体登録申請書、活動計画、団体規約及び会員名簿 ※登録申請の際、審査があります。 提示: 代表者の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等) ※在勤者は、併せて社員証等で勤務先(名称、所在地)が確認できるもの
	一般登録	提出: 一般団体登録申請書 提示: 申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)
有効期限	登録証発行日から2年後の同月末日	

(5) 晴海地域交流センター「はるみらい」

対 象	優先登録	区内在住者(代表者が区民で、主に区内在住者で構成される団体) 区内在勤・在学者(代表者の通う事業所や学校が区内に所在する個人や団体)
	一般登録	すべての方 ※団体で利用する場合は、団体登録をしてください。
登録場所	晴海地域交流センター 1階窓口	
提出物等	優先登録	[区内在住者] 提出: 登録申請書 提示: 申請者の本人が確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカード等) ※団体登録の場合、利用者の過半数が区内在住者で構成されていることがわかる構成員名簿(住所が明記されているもの)をご提示いただけます。
	一般登録	[区内在勤・在学者] 提出: 登録申請書 提示: 申請者の区内在勤者、在学者であることが証明できるもの(勤務先の名称、所在地が確認できる社員証や学生証、名刺等)団体の場合は構成員の人数の申告が必要です。 提示: 登録申請書 提示: 申請者の本人確認ができること(運転免許証、マイナンバーカード等)団体の場合は構成員の人数の申告が必要です。
有効期限	登録証発行日から2年後の同月末日	

